

議第49号

令和4年6月23日 提出

熊本市公民館運営審議会委員の委嘱について

熊本市公民館運営審議会の委員を別紙のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条及び第30条並びに熊本市公民館条例(昭和43年条例第16号)第9条の規定により、熊本市公民館運営審議会の委員を令和3年6月1日から14名委嘱しているが、うち3名が任期途中で退任することに伴い今回新たに3名の委嘱が必要となったため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第1条第12号の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

## 熊本市公民館運営審議会委員（案）

| 区分    | 氏名     | 所属団体・役職等                            | 備考               |
|-------|--------|-------------------------------------|------------------|
| 学校教育  | 穴井 佳典  | 熊本市小学校長会 熊本市立高橋小学校長                 |                  |
| 学校教育  | 安達 寿夫  | 熊本市中学校長会 熊本市立井芹中学校長                 | R4. 7, 1<br>委嘱予定 |
| 学校教育  | 東田 明洋  | 熊本市立幼稚園会 熊本市立一新幼稚園長                 | R4. 7, 1<br>委嘱予定 |
| 社会教育  | 加藤 貴司  | 熊本市地域公民館連絡協議会会長                     |                  |
| 社会教育  | 境内 優利  | 熊本市青少年健全育成連絡協議会<br>楡木校区青少年健全育成協議会会長 | R4. 7, 1<br>委嘱予定 |
| 社会教育  | 中島 敬治  | 市民公募                                |                  |
| 家庭教育  | 稲田 憲生  | 熊本市民生委員児童委員協議会副会長                   |                  |
| 家庭教育  | 内野 理恵  | 家庭教育学級長（出水小学校）                      |                  |
| 家庭教育  | 高梨 沙織  | 熊本市PTA協議会常任理事                       |                  |
| 家庭教育  | 福島 貴志  | 熊本市ボランティア連絡協議会副会長                   |                  |
| 家庭教育  | 山田 はる美 | 熊本市子ども会育成協議会理事                      |                  |
| 学識経験者 | 香崎 智郁代 | 九州ルーテル学院大学人文学科准教授                   |                  |
| 学識経験者 | 澤田 道夫  | 熊本県立大学総合管理学部教授                      |                  |
| 学識経験者 | 藤井 美保  | 熊本大学大学院教育学研究科 准教授                   |                  |

任期：令和3年（2021年）6月1日から令和5年（2023年）5月31日まで  
 ※太字の方は令和4年（2022年）7月1日から令和5年（2023年）5月31日まで

○熊本市公民館条例

昭和 43 年 3 月 30 日  
条例第 16 号

(公民館運営審議会)

第 9 条 法第 29 条の規定に基づき、第 2 条に規定する公民館を通じて一の熊本市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員は、15 人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

3 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭 52 条例 33・平 13 条例 17・一部改正、平 15 条例 18・旧第 8 条繰下、平 23 条例 72・平 24 条例 23・一部改正)

○社会教育法

昭和 24 年 6 月 10 日  
法律第 207 号

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(昭三四法一五八・平一一法八七・一部改正)

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭三一法一六三・平一一法八七・平一三法一〇六・平二三法一〇五・一部改正)

○社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

平成 23 年 12 月 1 日  
文部科学省令第 42 号

(公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第二条 法第三十条第二項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

(平二五文科令二五・旧本則・一部改正)